

止水板等設置等工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浸水被害を軽減するため、建物に止水板等設置等工事を行おうとする者に対し、止水板等設置等工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 市内に存する建物であって、現に居住している住宅又は現に使用している店舗若しくは事務所をいう。
- (2) 止水板等 浸水に耐える材質で、建物等の出入口等に設置し、取外し又は移動が可能なものをいう。
- (3) 止水板等設置等工事 止水板等の設置及び止水板等の設置に伴い止水効果を高めるために行う工事で次に掲げるものをいう。
 - ア 内外壁、外構等の防水工事
 - イ その他市長が必要と認める工事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、建物の所有者又は所有者の同意を得た使用者で、止水板等設置等工事を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 販売を目的とした建物等に止水板等設置等工事を行う者
- (3) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (4) その他市長が補助対象として不相当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、止水板等設置等工事に係る費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1つの建物について50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1つの建物につき1回を限度とする。ただし、第14条

に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号）とする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図、設置施設配置図及び設置施設構造図
- (2) 同意書（土地又は建物の所有者が申請者と異なる場合に限る。）
- (3) 資金計画書
- (4) 工事の見積書
- (5) 設置予定箇所周辺の現況写真（着工前の写真）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、止水板等設置等工事の着工前であつて、かつ、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から2月末日までに補助金の交付の申請をしなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項に定める補助金等の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けて設置した止水板等は、適正な管理のもとにその機能を維持すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(交付の決定)

第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(変更の申請)

第9条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書（別記様式第3号）とする。

(変更の決定)

第10条 規則第8条第2項又は第9条第1項の規定に定めるところにより、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更した場合は、補助事業変更決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第11条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、補助金実績報告書（別記様式第5号）とする。

2 補助金実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 施工状況写真及び完了写真
- (2) 資金精算書
- (3) 工事の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者等は、補助事業等が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに補助金実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書(別記様式第7号)とする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第20条の市長が定める期間は、10年とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成30年3月29日決裁29佐治第248号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成31年3月22日決裁佐治第381号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日決裁佐財第577号)

この要綱は、決裁の日から施行する。